

広島県告示第六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十五年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町今田字横受二〇一八の二、二〇一九の二、二〇一九の四、二〇一九の五、二〇二〇の二、二〇二一の二、二〇二二の二、二〇三三の二、二〇三六の二、二〇三七の

二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 解除の理由

農道用地とするため